

福岡県公報

平成24年5月8日
第3392号

目次

告示(第810号-第833号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	3
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	6
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課)	7
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課)	7
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	7
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	9
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9

○道路の供用の開始	(道路維持課)	10
○道路の供用の開始	(道路維持課)	10
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	10

公 告

○指定確認検査機関の所在地の変更	(建築指導課)	11
○落札者等の公示	(県営住宅課)	11
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(商工政策課)	12
○落札者等の公示	(総務事務センター)	12
○落札者等の公示	(総務事務センター)	12

監 査 委 員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課)	13
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第二課)	15

公安委員会

○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	17
○警備員等の検定等に関する規則附則第5条に規定する検定合格者審査の実施	(警察本部生活安全総務課)	19
○社団法人福岡県防犯協会連合会の名称変更の届出	(警察本部生活保安課)	21

雑 報

○消防設備士試験の実施	(消防防災指導課)	21
-------------	-----------	----

告 示

福岡県告示第810号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
鞍手郡小竹町大字勝野字稲葉3964-1の一部、3964-2の一部、3964-16の一部、

3964-17の一部、3964-18、3964-19の一部、3964-20、33964-21の一部及び3964-23の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県知事 小川 洋

福岡県告示第811号

上秋月土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
内田 秀孝	朝倉市上秋月 1413 番地 3

2 就任理事

氏名	住所
牧草 良昭	朝倉市田代 583 番地

福岡県告示第812号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年3月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人オンブズマンめぐみ

(2) 代表者の氏名

高橋 めぐみ

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県行橋市宝山899ノ4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な介護事業及び自立支援事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第813号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年3月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人いとなみ

(2) 代表者の氏名

藤井 芳広

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糸島市志摩桜井3712番地16

(4) 定款に記載された目的

この法人は、日本と韓国、アジアの市民に対して、平和的共生的な文化の創造と持続可能な地域社会の形成に関する事業を行い、糸島にこれからのアジアのモデル

となるような平和と共生と持続可能な地域社会をつくり、日本と韓国、日本とアジアの市民の交流と友好に寄与することを目的とする。

福岡県告示第814号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年9月福岡県告示第1515号志摩都市計画下水道事業志摩公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小川 洋

1 施工者の名称

糸島市

2 都市計画事業の種類及び名称

志摩都市計画下水道事業志摩公共下水道

3 事業施行期間

平成20年9月22日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第815号

筑後市土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所

近藤 公男	筑後市大字北長田 662 番地
田中 瑞廣	〃 大字江口 744 番地
下川 満男	〃 大字折地 590 番地 1
田中正助	〃 大字折地 22 番地
村上 知巳	〃 大字津島 1340 番地
川口 廣喜	〃 大字馬間田 1318 番地 1
太田黒 一八	〃 大字中折地 338 番地
塚本 正弘	〃 大字中牟田 536 番地
塚本 秀喜	〃 大字島田 410 番地
中富 直俊	〃 大字井田 246 番地 3
富安 明	〃 大字井田 697 番地 1
下川 義孝	〃 大字常用 1356 番地 1
野田 隆義	〃 大字久恵 1149 番地
田島 雅弘	〃 大字鶴田 1565 番地 1
田中 稔	〃 大字新溝 594 番地
田中 清都	〃 大字富久 448 番地、449 番地合併
津留 孝敬	〃 大字富重 632 番地
永田 昌巳	〃 大字西牟田 3764 番地
富永 哲治	〃 大字若菜 1656 番地
中村 浩章	〃 大字津島 915 番地
金子 健	みやま市瀬高町本郷 567 番地 1
三小田 新	〃 〃 本郷 903 番地 2

2 退任監事

氏名	住所
井口 金平	筑後市大字下妻 384 番地 2
坂本 好教	〃 大字折地 725 番地
小田 新治	〃 大字高江 728 番地 2

3 就任理事

氏名	住所
田中 瑞 廣	筑後市大字江口 744 番地
下川 満 男	〃 大字折地 590 番地 1
田中 正 助	〃 大字折地 22 番地
村上 知 巳	〃 大字津島 1340 番地
近藤 公 男	〃 大字北長田 662 番地
井口 金 平	〃 大字下妻 384 番地 2
塚本 正 弘	〃 大字中牟田 536 番地
川口 廣 喜	〃 大字馬間田 1318 番地 1
塚本 秀 喜	〃 大字島田 410 番地
中富 直 俊	〃 大字井田 246 番地 3
富安 明	〃 〃 697 番地 1
下川 義 孝	〃 大字常用 1356 番地 1
田島 雅 弘	〃 大字鶴田 1565 番地 1
野田 隆 義	〃 大字久恵 1149 番地
田中 稔	〃 大字新溝 594 番地
田中 清 都	〃 大字富久 448 番地、449 番地合併
津留 孝 敬	〃 大字富重 632 番地
富永 哲 治	〃 大字若菜 1656 番地
永田 昌 巳	〃 大字西牟田 3764 番地
中村 浩 章	〃 大字津島 915 番地
三小田 新	みやま市瀬高町本郷 903 番地 2
橋爪 秀 則	〃 瀬高町本郷 585 番地

4 就任監事

氏名	住所
小田 新 治	筑後市大字高江 728 番地 2
篠原 千 三	〃 大字鶴田 1510 番地
近本 勉	〃 大字志 318 番地 2

福岡県告示第816号

三潞南部土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小川 洋

就任理事

氏名	住所
龍 正 勝	大川市大字新田 818 番地

福岡県告示第817号

柳川みやま土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
亀崎 敏 彦	柳川市大浜町 934 番地 23
伊藤 法 博	〃 上宮永町 618 番地 1
新開 連	〃 三橋町中山 279 番地 1
高橋 安 勝	〃 〃 垂見 972 番地
堤 勝 彦	〃 大和町皿垣開 88 番地 1
中村 勝 昭	〃 〃 大坪 22 番地
金子 健	みやま市瀬高町本郷 567 番地 1

2 退任監事

氏名	住所
龍 利 水	柳川市吉富町 499 番地 12
成清 茂 木	〃 三橋町蒲船津 1311 番地

3 就任理事

氏名	住所
亀崎敏彦	柳川市大浜町 934 番地 23
伊藤法博	〃 上宮永町 618 番地 1
久保泰道	〃 三橋町百町 205 番地 1
高橋安勝	〃 〃 垂見 972 番地
堤勝彦	〃 大和町皿垣開 88 番地 1
松藤和彦	〃 〃 大坪 4 番地
金子健	みやま市瀬高町本郷 567 番地 1

4 就任監事

氏名	住所
龍利水	柳川市吉富町 499 番地 12
成清茂木	〃 三橋町蒲船津 1311 番地

福岡県告示第818号

松田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
谷本英司	京都郡みやこ町勝山松田 2320 番地
村上武司	〃 〃 〃 1860 番地
由井野一敏	〃 〃 〃 2339 番地
福嶋毅志	〃 〃 〃 2379 番地
中山秀樹	〃 〃 〃 2356 番地
由井野信行	〃 〃 〃 2361 番地
坂邊芳則	〃 〃 〃 1854 番地

2 退任監事

氏名	住所
箕添一昭	京都郡みやこ町勝山松田 2334 番地
逸木堅次	〃 〃 〃 1858 番地
櫛野一三	〃 〃 〃 2545 番地 1

3 就任理事

氏名	住所
谷本英司	京都郡みやこ町勝山松田 2320 番地
村上武司	〃 〃 〃 1860 番地
由井野一敏	〃 〃 〃 2339 番地
中山秀樹	〃 〃 〃 2356 番地
由井野信行	〃 〃 〃 2361 番地
坂邊芳則	〃 〃 〃 1854 番地
吉竹貞次郎	〃 〃 〃 3358 番地

4 就任監事

氏名	住所
箕添一昭	京都郡みやこ町勝山松田 2334 番地
逸木堅次	〃 〃 〃 1858 番地
櫛野一三	〃 〃 〃 2545 番地 1

福岡県告示第819号

垂水土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小川 洋

1 退任監事

氏名	住所
堀進	築上郡上毛町大字垂水 1799 番地

2 就任監事

氏名	住所
松谷次夫	築上郡上毛町大字垂水 1635 番地 3

福岡県告示第820号

黒田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
毛利秀幸	京都府みやこ町勝山黒田 1203 番地
綾塚義嗣	〃 〃 〃 2191 番地
種生二一	〃 〃 〃 2833 番地 2
秋永三雄	〃 〃 〃 2389 番地
福嶋唯彦	〃 〃 〃 2761 番地
種生勝喜	〃 〃 〃 2679 番地 2
藤本敏昭	〃 〃 〃 2689 番地
古門靖伸	〃 〃 〃 2055 番地 1
井上幸彦	〃 〃 〃 2054 番地 1
下門國廣	〃 〃 〃 945 番地 7

2 退任監事

氏名	住所
種生末夫	京都府みやこ町勝山黒田 1127 番地 3

福田勝彦	〃 〃 〃 2790 番地
別府祐治	〃 〃 〃 2128 番地 2

3 就任理事

氏名	住所
毛利秀幸	京都府みやこ町勝山黒田 1203 番地
綾塚義嗣	〃 〃 〃 2191 番地
種生二一	〃 〃 〃 2833 番地 2
秋永三雄	〃 〃 〃 2389 番地
福嶋唯彦	〃 〃 〃 2761 番地
梅林茂法	〃 〃 〃 2749 番地 1
藤本英伸	〃 〃 〃 2688 番地
古門靖伸	〃 〃 〃 2055 番地 1
井上幸彦	〃 〃 〃 2054 番地 1
大村英幸	〃 〃 〃 1737 番地 2

4 就任監事

氏名	住所
種生末夫	京都府みやこ町勝山黒田 1127 番地 3
福田勝彦	〃 〃 〃 2790 番地
別府祐治	〃 〃 〃 2128 番地 2

福岡県告示第821号

深野土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
渡邊 桂太郎	行橋市大字長木 73 番地
木下 五十三	築上郡築上町大字上深野 340 番地
大城戸 一幸	〃 〃 大字下深野 329 番地
後藤 聖四郎	〃 〃 大字上深野 373 番地 2
西 隆文	〃 〃 〃 393 番地
竹本 日出木	〃 〃 大字袈婆丸 153 番地 1
清水 重美	〃 〃 大字上深野 508 番地 1
門田 康正	〃 〃 〃 303 番地
松本 雄二	〃 〃 〃 296 番地
高橋 幸典	〃 〃 〃 413 番地

2 退任監事

氏名	住所
奥村 幸利	築上郡築上町大字上深野 370 番地
奥村 三喜男	〃 〃 〃 370 番地 2
中 八美	〃 〃 〃 762 番地 10

3 就任理事

氏名	住所
渡邊 桂太郎	行橋市大字長木 73 番地
大城戸 一幸	築上郡築上町大字下深野 329 番地
後藤 聖四郎	〃 〃 大字上深野 373 番地 2
西 隆文	〃 〃 〃 393 番地
神 長秋	〃 〃 〃 411 番地
清水 重美	〃 〃 〃 508 番地 1
門田 康正	〃 〃 〃 303 番地
松本 雄二	〃 〃 〃 296 番地

高橋 幸典	〃 〃 〃 413 番地
門田 泰明	〃 〃 〃 366 番地 1

4 就任監事

氏名	住所
奥村 幸利	築上郡築上町大字上深野 370 番地
奥村 三喜男	〃 〃 〃 370 番地 2
中 八美	〃 〃 〃 762 番地 10

福岡県告示第822号

大河内土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小川 洋

就任理事

氏名	住所
大坪 正行	豊前市大字大河内 1196 番地

福岡県告示第823号

合河東部第二土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小川 洋

就任理事

氏名	住所
藤川 賢司	豊前市大字下河内 2161 番地

福岡県告示第824号

角田北部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和

24年法律第195号) 第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小川 洋

1 退任監事

氏名	住所
奥 繁 幸	豊前市大字島中 155 番地

2 就任監事

氏名	住所
榎 本 薫	豊前市大字中村 413 番地 1

福岡県告示第825号

角田中部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
矢 鳴 和 樹	豊前市大字馬場 820番地
増 田 達 雄	〃 大字島中 248番地 1
青 本 壽	〃 大字中村 502番地 1
井 本 和 三	豊前市大字中村 119番地
矢 鳴 勝	〃 〃 851番地 3
眞 有 道 之	〃 大字馬場 1035番地
矢 鳴 毅	〃 〃 801番地 1
嶋 崎 勝 治	〃 〃 812番地 2
林 精 介	〃 大字畑 2432番地 3

2 退任監事

氏名	住所
森 永 利 信	豊前市大字中村 498 番地
浅 尾 利 美	〃 〃 26 番地

3 就任理事

氏名	住所
矢 鳴 和 樹	豊前市大字馬場 820番地
増 田 達 雄	〃 大字島中 248番地 1
青 本 壽	〃 大字中村 502番地 1
井 本 和 三	〃 〃 119番地
宮 崎 信 人	〃 〃 727番地
眞 有 道 之	〃 大字馬場 1035番地
矢 鳴 毅	〃 〃 801番地 1
嶋 崎 勝 治	〃 〃 812番地 2
林 精 介	〃 大字畑 2432番地 3

4 就任監事

氏名	住所
森 永 利 信	豊前市大字中村 498 番地
浅 尾 利 美	〃 〃 26 番地

福岡県告示第826号

瀬高町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
森 早 人	みやま市瀬高町長田 1823 番地

2 就任理事

氏名	住所
原 口 登志男	みやま市瀬高町長田 1788 番地

福岡県告示第827号

道海島土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏名	住所
吉 田 節 夫	大川市大字道海島 698 番地 1

2 就任理事

氏名	住所
諸 富 信	大川市大字道海島 501 番地 1

福岡県告示第828号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小 川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

筑紫野市大字平等寺133（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第829号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	桂川 下秋月線	前	嘉麻市泉河内2920番2先 から 嘉麻市泉河内2920番1先 まで	21.3 ～ 45.6	107.0
			後	嘉麻市泉河内2920番2先 から 嘉麻市泉河内2920番1先 まで	11.8 ～ 20.5	107.0

福岡県告示第830号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	福岡 摩 線 前 原	前	糸島市志摩岐志1289番先 から 糸島市志摩岐志891番先 まで	14.5 ～ 20.5	107.0
			後	糸島市志摩岐志1289番先 から 糸島市志摩岐志891番先 まで	14.5 ～ 20.5	107.0
			後	糸島市志摩岐志1289番先 から 糸島市志摩岐志891番先 まで	8.5 ～ 21.5	107.0

福岡県告示第831号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年5月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
福岡	福岡 摩 線 前 原	糸島市志摩岐志1289番先から 糸島市志摩岐志891番先まで

福岡県告示第832号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年5月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	442号	三潴郡大木町大字八町牟田783番1先から 三潴郡大木町大字八町牟田801番2先まで

福岡県告示第833号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小 川 洋

- 届出年月日
平成24年4月20日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 (仮称) ユニクロ飯塚店
(2) 所在地 福岡県飯塚市秋松字中ノ坪863番1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
キャタピラー九州株式会社	福岡県筑紫野市針摺東三丁目6番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山717番地1

4 大規模小売店舗を新設する日

平成24年11月23日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,579平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物西側及び南側	100

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物西側	18

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南側	50

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物敷地南側	18.3

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ユニクロ	午前9時 ※年間3日は午前6時	午後9時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分まで

※年間3日は午前5時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1箇所 建物敷地西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後10時00分まで

公 告

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定に基づき、指定確認検査機関から確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のように公示する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小川 洋

1 指定確認検査機関の名称

一般財団法人福岡県建築住宅センター

2 変更後の事務所の所在地

福岡事務所 福岡市中央区天神一丁目1番1号

北九州事務所 北九州市小倉北区古船場町1番35号

筑後事務所 久留米市櫛原町字三丁目59番1

筑豊事務所 飯塚市吉原町6番1号

3 変更年月日

平成24年5月1日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年5月8日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

県営住宅管理システム運用業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県建築都市部県営住宅課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成24年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

福岡コンピューターサービス株式会社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前二丁目6番6号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

40,614,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成24年5月8日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
株式会社安川電機	北九州市八幡西区黒崎城石2番1号	平成24年5月8日	平成26年3月31日まで

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年5月8日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

庶務事務システム保守運用業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成24年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

富士電機株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市博多区店屋町5番18号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

36,435,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年5月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
人事給与システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務センター
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成24年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
TIS株式会社産業事業本部西日本産業事業部九州支社
 - (2) 住所
福岡市博多区奈良屋町2番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
37,275,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)該当

監査委員**監査公表第3号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果の報告（平成24年2月21日23監一第590号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年5月8日

福岡県監査委員 小 串 正 伸

同 進 谷 庸 助
同 伊 藤 龍 峰
同 原 竹 岩 海

24 保 総 第 89 号

平成 24 年 4 月 17 日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿
同 進 谷 庸 助 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 原 竹 岩 海 殿

福岡県知事

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 24 年 2 月 21 日付 23 監一第 590 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置 の 内 容
保健医療介護部	生活保護費の支給において、基準生活費の認定誤りにより支給不足となっていた。 1 件 18,765 円	生活保護費の支給不足 18,765 円については、平成 23 年 12 月 27 日に追加支給の措置を講じた。 今後は、チェック体制の強化等内部点検の改善を図り、再発防止に努める。
	生活保護費の支給において、新規就労控除の適用誤りにより支給過となっていた。 1 件 10,300 円	過支給分については、生活保護法第 63 条により、返還処理を行った。 今後は、ケース審査のチェック体制を強化し、再発防止に努める。

監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した教育委員会
出先機関定期監査結果の報告（平成24年2月21日23監二第686号）に基づき、措置を講
じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年5月8日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	原 竹 岩 海

23 教財 第 536 号

平成 24 年 3 月 27 日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿
 同 進 谷 庸 助 殿
 同 伊 藤 龍 峰 殿
 同 原 竹 岩 海 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 24 年 2 月 21 日 23 監二第 686 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
遠賀高等学校	退職した職員の平成 22 年 10 月分の給与等について、給与等資金前渡員口座に残されたまま 1 年 2 ヶ月支給されていなかった。	未支給の給与等については、平成 23 年 12 月 13 日に支給済み。 給与の支給手続きについて関係職員に周知を図るとともに、給与等資金前渡員口座及び給与支給調書等の確認の徹底を行い再発防止に努める。

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	学校の生産物売払収入について、1 万円に達した時点で速やかに指定金融機関への払い込みをする必要があるが、遅延しているものが見受けられた。	販売した生産物及び収納金の確認を毎日行うとともに、その都度、販売報告の決裁を受け、速やかに銀行への払い込みを行うよう徹底した。
	廃プラスチック類等の処理は適正に行われていたが、その契約手続きにおいて、一部不備なものが見受けられた。	廃プラスチック類等の処理に係る契約手続きの不備については、関係法令等制度の周知徹底を図り、適正な事務処理に努める。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第125号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成24年5月8日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- 交通誘導警備業務1級
- 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
- 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

(1) 交通誘導警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成24年8月8日（水）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成24年8月16日（木）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(3) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成24年8月17日（金）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

(1) 交通誘導警備業務1級及び核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 交通誘導警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

- (ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。
- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
- ア 学科試験
- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関する事。
- (ウ) 核燃料物質等危険物に関する事。
- (エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関する事。
- (オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関する事。
- (カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。
- イ 実技試験
- (ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関する事。
- (イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関する事。
- (ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。
- (3) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
- ア 学科試験
- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関する事。
- (ウ) 核燃料物質等危険物に関する事。
- (エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関する事。
- (オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。
- イ 実技試験
- (ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関する事。
- (イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。
- 7 検定申請手続等

- (1) 受付期間
- 平成24年7月20日（金）から同年7月24日（火）までの午前9時00分から午後5時00分までの間
- ※ 上記受付期間中、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）及び正午から午後1時00分までの間を除く。
- (2) 必要書類
- ア 必須書類
- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- イ 必要に応じて添付すべき書類
- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (ウ) 1級の検定申請者
- a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）
- b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）
- (3) 検定手数料
- ア 交通誘導警備業務1級 14,000円
- イ 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級 16,000円
- ウ 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級 16,000円
- ※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であつても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内（県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 本検定は、長崎県公安委員会と共同で実施する。

福岡県公安委員会告示第126号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

平成24年5月8日

福岡県公安委員会

1 審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定に係る全ての種別及び級

2 審査の実施日、実施時間及び実施場所

実施日	実施時間	実施場所
平成24年8月9日（木）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 審査定員

30名

4 審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であつて、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定する者を除く。

- (1) 福岡県内に住所を有する者
- (2) 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員
- (3) 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

5 審査の方法

審査は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式10問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 審査申請手続等

(1) 受付期間

平成24年7月20日（金）から同年7月24日（火）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

※ 上記受付期間中、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）及び正午から午後1時00分までの間を除く。

(2) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 審査申請書（検定規則別記様式第）1通

(イ) 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(ウ) 旧合格証の写し

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

なし

(3) 審査手数料

4,700円

※ 審査手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した審査手数料については、審査申請を取り消した場合又は受審しなかった場合においても返還しない。

(4) 申請方法

ア 審査を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めた2日以内（県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に審査手数料を添えて審査申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 審査の申請は、原則として受審者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受審者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 審査当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

福岡県公安委員会告示第127号

風俗環境浄化協会に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づき、福岡県風俗環境浄化協会である社団法人福岡県防犯協会連合会から、次のとおり名称の変更の届出があったことから、同条第2項の規定に基づき公示する。

平成24年5月8日

福岡県公安委員会

- 1 変更に係る事項
変更前 社団法人福岡県防犯協会連合会
変更後 公益社団法人福岡県防犯協会連合会
- 2 変更の年月日
平成24年4月1日

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された消防設備士試験について、次のとおり公示する。

平成24年5月8日

財団法人消防試験研究センター 理事長 山 本 信 一 郎

- 1 実施種類
甲種（特類、第一類、第二類、第三類、第四類、第五類）及び乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類、第七類）
- 2 受験地、試験会場、実施年月日

受験地	試 験 会 場	実 施 年 月 日
福岡地区	福岡市城南区七隈8-19-1 福岡大学	平成24年7月29日（日曜日） 午前10時から
筑豊地区	田川市伊田4395 福岡県立大学	
北九州地区	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8 九州共立大学	平成24年8月5日（日曜日） 午前10時から

3 受験申請期間及び受験申請先

申請方法	受験申請期間	受 験 申 請 先	摘 要
書 面 申 請	5月21日から 6月1日まで (締切日消印有効)	(財)消防試験研究センター 福岡県支部 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階	郵送もしくは 窓口持参
電 子 申 請	5月18日9時から 5月29日17時まで	(財)消防試験研究センター <ホームページアドレス> http://www.shoubo-shiken.or.jp	

4 受験願書等の配置場所（書面申請の場合）

(財)消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部

5 問い合わせ先

(財)消防試験研究センター福岡県支部

郵便番号 812-0034

福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階

電話番号 092-282-2421